接待、供応、慰安、贈答そ

に計上しているか否か、

他これらに類する行為

関係のある者等)に対する

に関係のある者等(事業に

意先、仕入先、その他事業 費用)で、法人が、その得 交際費、接待費、機密費そ

他の費用(企業会計上の

4第4項は、交際費等とは、

り、交際費等に該当するか の」とは費用のことであ

租税特別措置法第61条の

2

等分析フレー

ムワークの提示

筆者)と規定している。

支出するもの」の

も

待等のために支出する

使用させた納税者の一つ

費等に該当しないことは明

に修正することは根本的な

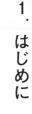
ために支出する(支出の目 (以下「接待等」という。)の

もの(括弧及び傍線は

)い交際費等の判断方法

|要件説の限界と交際費等分析フレームワークの提示





交際費課税制度は、

り5千円以下の飲食費が法 16年度税制改正により、一 61条の4第4項に規定する 際費課税制度の目まぐるし 択適用が可能になった。交 ている中小法人は両者の選 額控除限度額³が認められ められ2、800万円の定 のうち5%の損金算入が認 の支出する接待飲食費の額 26年度税制改正により法人 除外された一。また、平成 足の基準を満たす一人当た 交際費等の定義そのもの い改正に目を奪われがちで 人の支出する交際費等から

件の文言を言い換えること 考える。そして、条文の規 の是非を明らかにする。 定から導かれるべき課税要 納税者の救済につながると 釈方法であり、最終的には 交際費等該当性を判断する 三つの判断基準を事実関係 を行い、条文から導かれる 義に従って厳密な文理解釈 等の解釈は、交際費等の定 よる交際費課税制度の創 ことが交際費等の正しい解 以来一貫して変わっていな いことに着目する。交際費 に当てはめることによって 昭和29年度税制改正に

交際費等の定義の確認と交際費 独立させて課税要件と考え て加えた説であり、「……

行われるべきである。条文厳密な文理解釈に基づいて基準」という。)により、 基準」という。) により、 文から導かれる三つの判断 出の目的)か否か(以下「条 厳密な文理解釈に基づいて

判断する方法を交際費等分 析フレームワークと呼ぶ。 準を事実関係に当てはめる から導かれる三つの判断基 ことにより交際費該当性を

三要件説とは何か

3

類する行為であること」4 る者等であり、かつ『支出 手方』が、事業に関係のあ は、支出の目的の文言を一 と説明される。三要件説 慰安、贈答その他これらに 為の形態」が、接待、供応、 であるとともに、『支出行 親睦の度を密にして取引関 より事業関係者等との間の 般化し、支出行為の形態を 係の円滑な進行を図るもの の目的』が接待等の行為に 三要件説は「『支出の

通説と解されている」5。 の親睦の度を密にして取引 三要件説は、「接待等のた 理的矛盾を避けたためと考 めであること」に言い換え 関係の円滑な進行を図るた 数の課税要件を抽出する論 同一条文の同一箇所から複 行った最も大きな理由は、 ている。文言の言い換えを により事業関係者等との間 解釈である「接待等の行為 的)を交際費等の一般的な めに支出する」(支出の目

4. 萬有製薬事件につい

交際費等の支出の相手方が 用として企業会計上の帳簿 費用)に交際費等を現金又 の他の費用(企業会計上の 交際費、接待費、機密費そ 他事業に関係のある者等 その得意先、仕入先、その は棚卸資産の出捐を伴う費 否かの判断は、法人が、 に該当するか否か及び③接 (事業に関係のある者等) 2 相手方の認識が包摂されて 待等には、通常、接待等の 者が逆転勝訴している。接 識に係る証拠収集を怠って 認識する必要があるか否か 問題にされるとしても、 いて問題とされない。仮 が争点の一つとされ、課税 納税者が負担した英文添削 いたことが重視され、納税 当局が接待等の相手方の認 料差額を接待等の相手方が 萬有製薬事件控訴審は、

の供与の例示である」こと る」、「接待等は利益や便益 待等の相手方の最低限の認 製薬事件控訴審は いる。しかしながら、萬有 為」であることを示唆して これらに類する行為」が を明確に否定し、「その他 相手方の認識は不必要であ 当局が主張する「接待等の 有製薬事件控訴審は、課税 識があれば十分である。萬 「金銭の贈答に類する行

要な支出の目的や支出の意 の中心は条文から導かれる 味合いであり、最終的に 三つの基準のうち、最も重 提示するのみであり、議論 解される。」と三要件説を 要件を満たすことが必要と 支出行為の形態」のメル

い。そして、次に説明する オリエンタルランド事件第 審は、「……個別の事案

クマールを提示していな

性を判断する総合考慮説を 的及び③支出に係る法人の の事実関係に即し、①その 採っていることに留意す 的に考慮して交際費等該当 はなく、三つの要素を総合 形態を考慮することが必要 支出の相手方、②支出の目 議論していて、三要件説で とされるものと解される」 (附番及び傍線は筆者)と

5_. オリエンタルランド事件について

対して課税すること、つまがあったときにその行為に際費課税は、接待等の行為 先等に交付し、得意先等に の判断は、文理解釈上、 との混同がある。「……交 る」6ので、交際費該当性 質としているといわれてい り一種の行為課税をその本 のための支出と②優待入場 優待入場券を発行し、得意 心に判断する必要がある。 待等を行う法人の行為を中 券入場者に係る売上原価の を下し、最高裁は上告不受 控訴審は納税者敗訴の判断 適正な計算方法による把握 の行為を起因とする接待等 理を決定している。そし 争点とされた。第一審及び 係る費用の交際費該当性が て、その判断には、①法人 オリエンタルランド事 的とする金銭又は棚卸資 の適用により、得意先等に り、法人税法第22条第2項 の交際費該当性を、それぞ の出捐を伴わないので交際 優待入場券を交付したとき とき又は得意先に優待入場 等が行われたのは、得意先 る」、つまり、接待等を目 券を使用させたときであ 等に優待入場券を交付した 要がある。法人により接待 場券を使用させたときには たとき及び得意先に優待入 先等に優待入場券を交付し ある。しかしながら、得意 益金に計上される可能性は の役務提供として、一旦、 れ無償の資産譲渡又は無償 使用させたときに、それぞ 及び得意先に優待入場券を れの行為ごとに判断する必 つの行為を起因とする支出 「接待等のために支出す

> らかである 場券を使用するのはその交 付を受け

た得意先等であ :

○。また、優待入 :: り、そもそも法人による接 待等の行為に該当しない。

健

【江東西】

6

三要件説の限界

的には条文解釈の厳密化を その他とれらに類する行為 の一般的な解釈に言い換え 類する行為のために支出す る(支出の目的)を交際費等 要件として独立させ、表層 慰安、贈答その他これらに (支出行為の形態)を課税 一要件説は①接待、供応、 ら的の幅を広げ、 応、慰安、贈答 判断基準は導かれず、支出 理解釈から離れて幅広く解 り支出の目的が租税特別措 ら、支出行為の形態に係る ルクマールを導出すること 置法第61条の4第4項の文 いていない。それは、①によ とにより、納税者有利に働 の目的は言い換えられるこ 他これらに類する行為のメ 釈されていること、②その

②接待、供

7. おわりに

誤りである。交際費該当性

試みてい

る。しかしなが

の困難性に帰着する。

的)であり、 の高額性」 類し、最終 「その他の要素」として公の認識」等の判断要素は、 態」及び の他これらに類する行為の接待、供応、慰安、贈答そ 素」と「条文から導かれる それぞれの「その他の要 的」を補完する「その他の の他の要素」は「支出の目 ために支出する(支出の目 等の最も重要な課税要件は れの「その 確にすれば足りる。交際費 三つの基準」との関係を明 義と重要性を明らかにし、 心他の要素」の意 心的には、それぞ 濫費性」、「支出 要素」として分 「支出行為の形 多くの場合「そ

ない。交際費等の課税要件 関係に当てはめた裁判所に 条文の文理解釈により判断 要素」と結論付けられる。 をいたずらに増やし、安易 よる分析結果の一つに過ぎ れる三要件説は条文を事実 交際費該当性は徹底した あり、通説とさ 巻第4号.p.115. 務委託料差額」。『税研』,第30 際費』第5版,中央経済社 優待入場券の無償交付と業 費該当性判断とその範囲 八ツ尾順一.2007.『交 酒井貴子.2014.「交際

するべきで

際費』一第5版一中央経済社一

き、交際費等分析フレーム は徹底した文理解釈に基づ きである。 ワークに従って判断するべ 措置法施行令第37条の5第 規則第21条の18の4 4第2項第1号、第2号 2項、租税特別措置法施行 措置法施行令第37条の5第 4第4項第2号、租稅特別 4第4項第2号、租稅特別 租税特別措置法第61条の 租税特別措置法第61条の 八ツ尾順一.2007.『交 租税特別措置法第6条の